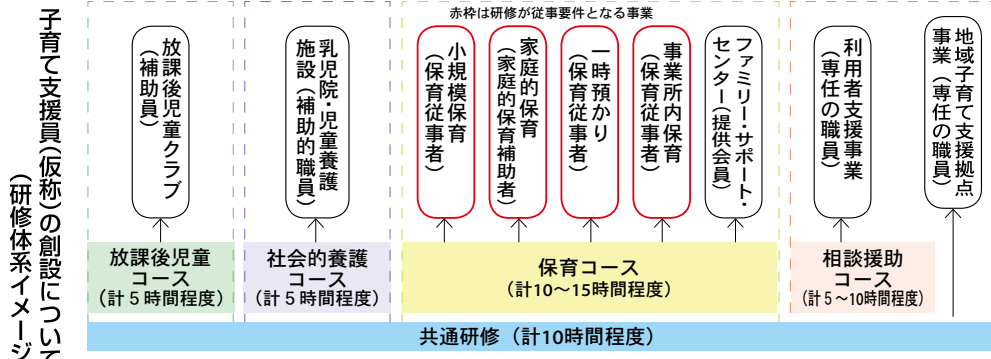


# 主婦を子育て支援員に

## 担い手不足の解消狙う

### 厚労省 来年度から研修



※主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限らない

(出典：産業競争力会議資料)

田村憲久・厚生労働大臣は5月28日、政府の産業競争力会議で、2015年度から全国共通の「子育て支援員（仮称）」を養成する案を示した。育児経験のある主婦らが所定の研修を経て、小規模保育所などで働けるよう検討する。政府が6月にまとめる成長戦略に盛り込む方針だ。

「子育て支援員は国家資格ではない。法改正は想定していない」（厚労省雇用均等・児童家庭局）という。保育の担い手不足を解消する方策として浮上したが、保育の質をどう担保するかが問われることになりそうだ。

政府の定める「女性活躍応援プラン」（仮称）のうち、地域貢献

を望む女性の支援策として位置づける。主婦の活躍の場を広げることで、安倍内閣が掲げる「すべての女性が輝く社会」を目指す。研修は国の指針（厚労省通知）に基づいて、地方自治体が行う。研修の時間や内容については、今後、厚労省が検討会を開いて年内に詰めるが、10時間の共通研修に加え、就労先別（例：放課後児童クラブ、社会的養護）の研修を課す方針だ。

研修を終えて認定されれば、全国どこでも働ける。その上で保育士を目指す人には、保育士試験の受験に必要な実務経験に子育て支援員の経験を算定できるようにするなど優遇措置を設ける。

15年度からの子ども・子育て支援新制度では定員19人以下の「小規模保育」などが「地域型保育」と呼ばれる認可事業になり、公費が支給される。保育の受け皿が増えると見込まれるが、担い手の確保が追いつかないと懸念されている。

そこで、産業競争力会議の民間議員は今年3月、民間認証の「准保育士」を設けることを提案。子育て支援員はそれに代わる案として厚労省が示した。

現在、保育所で働く保育士は約38万人。17年度末には保育士が約7万人不足するとの推計があるが、厚労省は地方自治体が見込む需要予測を積み上げ、年

末までに「保育士確保プラン」を作る。内閣府によると、女性の就業希望者は約315万人。政府は子どもは同日、女性の働き方に中立的な税制・社会を

阻む要因としての保育保障制度（配偶者控除見直しなど）を目指し、経済財政諮問会議の下に検討の場を設ける考えを明らかにした。